

# 令和8年度高知県地域通貨普及促進事業費補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、高知県地域通貨普及促進事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

## (補助目的)

第2条 県は、キャッシュレス決済の普及と地域の経済活性化、さらには人件費や原材料価格の高騰等厳しい経営環境に直面している事業者の支援を目的に、補助金の交付の対象となる者(以下「補助事業者」という。)が行う、デジタル地域通貨の普及促進に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

## (定義)

第3条 この要綱において、デジタル地域通貨の意義は、次の要件を全て満たすものをいう。

- (1) 通貨情報が電子的に記録され、スマートフォン、ICカード等で決済が可能であること。
- (2) 法定通貨をチャージの対象とすることができること。
- (3) 県内の店舗のみで利用することができること。
- (4) 決済手数料率(指定口座への振込手数料含む。)が1パーセント未満であること。

## (補助事業者)

第4条 補助事業者は、デジタル地域通貨を自ら運営する市町村又は県内に本店若しくは主たる事業所を有する法人とする。

## (補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、補助事業者が行うデジタル地域通貨の普及促進を図るための事業であって、加盟店及び利用者の拡大に資する事業とする。

## (補助対象経費、補助率並びに補助限度額)

第6条 補助事業の補助対象経費、補助率及び補助限度額は別表第1に定めるとおりとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第7条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付の決定等)

第8条 知事は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

- (1) 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号。以下この項において「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)又は暴力団員等(同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この項において同じ。)であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるか問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この項において同じ。)が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。

(10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 知事は、前項の規定による通知に際して、必要な条件を付することができる。

(補助事業の着手)

第9条 補助事業の着手は、原則として前条第1項の規定による補助金の交付の決定通知に基づき行わなければならない。

(補助金の変更の申請)

第10条 補助事業者は補助金の交付の決定を受けた補助事業について、次に掲げるいずれかの事項の変更をしようとするときは、別記第2号様式による補助金変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助金額を減額しようとするとき。ただし、補助金額の20パーセントを超えない範囲で減額しようとする場合は、この限りでない。

(2) 前号に掲げる場合のほか、事業内容の重要な部分に関する事項であつて、知事が変更手続を要すると認めたもの（知事に事前協議をすること。）

2 知事は、前項の規定による補助金の変更の申請が適当であると認めたときは、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、交付決定金額の増額は認めないものとする。

3 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第11条 補助事業者は、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、あらかじめ別記第3号様式による（中止・廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助の条件)

第12条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 補助金に係る収支を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。

(2) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(3) 補助事業の実施に当たっては、第8条第1項ただし書各号のいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(4) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと又は徴収の猶予を受けていること。

(5) 補助事業に係る法令、規則、要綱等の規定を遵守すること。

(状況報告及び調査)

第13条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

- 2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(補助事業の完了日)

第14条 補助事業の完了日は、令和9年2月28日までとする。

(実績報告等)

第15条 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、別記第4号様式による実績報告書を補助事業の完了日から起算して30日を経過した日又は令和9年2月28日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、第7条第2項ただし書の規定により交付の申請をした場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、第7条第2項ただし書の規定により交付の申請をした場合は、第1項又は前項の実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合は、その金額を速やかに別記第6号様式により、知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(補助金額の確定)

第16条 知事は、前条の規定による実績報告を受理した場合は、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容（第10条の規定による承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の交付の決定額と補助金の確定額とが相違する場合は、当該補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第17条 知事は、前条第1項の規定により補助金の額を確定した後、補助金を支払うものとする。ただし、知事が補助金の交付の目的を達成するため必要があると認められるときは、概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は、前項ただし書の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、別記第7号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定の取消し等)

第18条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができる。

- (1) 不正に補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けたとき。
- (2) 第8条第1項ただし書各号のいずれかに該当したとき。
- (3) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (4) この要綱、規則その他法令の規定又はこれらに基づく処分に違反したとき。
- (5) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

- 2 知事は、前項の規定に基づき補助金の交付の決定の取消し、又は既に交付した補助金の返還を命ずる場合は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

- 3 前項の規定に基づく補助金の返還及び加算金の納付については、第16条第3項の規定を準用する。

(情報の開示)

第19条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号。）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(グリーン購入)

第20条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(失効期限等)

- 2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第12条第1号、第13条、第15条第3項、第16条第2項及び第3項、第18条並びに第19条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第6条関係）

デジタル地域通貨の 対象地域	補助対象経費	補助率	補助限度額
県内全域	補助事業者が支出する以下の経費 ア ポイント原資 デジタル地域通貨の利用額又はチャージ額に応じてポイントを付与する事業におけるポイント原資（注1）	3分の2 以内	1億4,400万円
市町村単位	イ 広報活動関連費（注2） デジタル地域通貨の普及促進に係る事業に必要な報酬（職員手当等、共済費を含む。）、広告料、委託料（注3）、印刷製本費、通信運搬費及び雑役務費		2,800万円

（注1）付与ポイントの利用期限は、補助事業期間内に設定することとし、期限内に利用された分のみを補助対象とする。

県内全域を対象とするデジタル地域通貨でポイント付与事業を実施する場合には、加盟店の企業規模や本社所在地などによって付与率に傾斜を設ける等により、県内資本の小規模な店舗における利用が促進されるように留意すること。

（注2）広報活動関連費は、ポイント原資の20%以内とする。

（注3）広報活動関連業務全般にわたる委託は原則として不可とする。